

令和6年度 専門アドバイザー支援事業 募集要領

1 趣旨

本市農水産資源である「あおり産品」のブランド力を底上げし、農林漁業者等の経営多角化、所得向上及び雇用創出を図るため、6次産業化等を実践する、または実践しようとする農林漁業者等に対し、専門アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）による適切な助言・指導を行う支援を実施することで、6次産業化に向けた取組や新たな付加価値の創出に向けた取組にかかる知識習得及びスキルアップを図る。

2 アドバイザーの支援内容

- ・現状の課題整理及び6次産業化等の取組のビジョン策定に向けた支援（助言、指導）
- ・6次産業化等の取組に係る生産性向上及び経営改善に向けた支援（助言、指導）
- ・マーケティング戦略分野の課題抽出と解決に向けた支援（助言、指導）

3 アドバイザー

平山 良雄 氏（1級販売士／流通コーディネーター／6次産業化アドバイザー）

4 支援対象者の要件

6次産業化等を実践する、または実践しようとする農林漁業者等で個人・団体（法人）問わず、以下の要件を満たす者

- （1）青森市内に住所を有する生産者又は市内に主たる事業所を有する生産者団体であること。
- （2）農水産物の生産又はあおり産品を活用した特産品等の販売を行っていること。
- （3）アドバイザーの意見を取り入れながら、あおり産品を活用した新たな付加価値の創出に関し、積極的にあおり産品の魅力づくりに取り組む意欲と継続的な生産・販売活動を行う意思があること。
- （4）青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

5 支援実施期間

本業務の実施期間は当該年度の2月下旬までとする。

6 申請手続き

- （1）提出を要する申請書類

以下の申請書類をあおり産品支援課に提出すること。

- ① 専門アドバイザー支援事業申請書（様式第1号）
- ② エントリーシート（申込者調書）（様式第2号）
- ③ 参加にあたっての留意事項及び誓約書（様式第3号）

(2) 申請書類の提出にあたっての注意事項

- ① 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- ② 申請書類に作成及び提出に要する経費は、申請者の負担となります。
- ③ 提出後の申請書類については、返却いたしませんのでご了承ください。

7 支援対象者数

4 事業者

8 募集期間

令和6年8月23日（金）から9月10日（火）まで

9 支援対象者の決定と結果の通知

申請書の提出があった場合、当該申請に係る書類の内容を確認し、適正と認められる場合は支援対象者決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知します。

応募者多数の場合は、書類審査により採用する支援対象者を決定します。

10 申請書類の提出先及び事業全般に関する問合せ先

青森市 農林水産部 あおもり産品支援課 あおもり産品チーム

〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1（浪岡庁舎2階）

TEL：電話：0172-26-6103 FAX：0172-62-8125

E-Mail：aomori-sanpin@city.aomori.aomori.jp

令和6年度専門アドバイザー支援事業
スケジュール（予定）

- 令和6年 9月 下旬 ① <全体講義> … 初回講義
- 10月 }
11月 } ② <個別相談会> … 各者現地訪問しての個別支援
12月 } ※日程は個別調整
- 令和7年 1月 ③ <実践指導> … 商談会参加による実践指導
- 2月 ④ <全体講義> … 商談会結果報告及びまとめ

※アドバイザーによる支援を1者当たり計4回実施予定

※全体講義に個別相談会と実践指導を踏まえた支援内容を想定しています。